

『建設業 労災防止特別運動 2018』実施要領

～ 年末まで死亡事故ゼロを目指して ～

1 趣旨

建設業における死亡災害は、平成 27 年に年間ゼロ件を達成したが、平成 28 年に 2 件、29 年には 4 件と増加傾向にあり、平成 30 年に入って 5 月までに 4 件発生している。これ以上の死亡災害を発生させないための緊急の取組として、標記運動を全県下的に展開する。

2 期間

平成 30 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

全国安全週間準備期間（6 月）から、建設業労働災害防止協会が提唱する年末・年始無災害運動期間（12 月開始）を含めた 7 か月間を取組期間とする。

3 内容

建設現場に関係する全ての者が災害防止の決意を新たにして、年末までの 7 か月（214 日）間の無災害を実現するためのキャンペーン活動として実施する。

建設業労働災害防止協会徳島県支部ほか建設業関係事業団体を通じて各事業場に届くよう広く広報する。

期間中、全ての建設現場にリーフレット等を掲示し、現場の労働者一人一人に対し本運動への参加を促し、当事者としての安全作業に対する意識高揚を図る。

4 実施事項

- (1) 周知啓発リーフレットの作成及び全建設現場での掲示を要請
- (2) チェックリストによる自主点検の実施を要請
- (3) 各種団体等との協力・連携の促進
- (4) 発注機関等との協力・連携の促進
- (5) 労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

5 各事業場での取組（重点10項目）

- (1) 各事業場のトップによる「死亡・重篤災害撲滅宣言」の発表
- (2) 期間中全ての作業現場にリーフレットを掲示し意識共有を図る
- (3) 各種チェックリスト、作業マニュアル等による作業環境・作業方法の日常的点検活動の実施
- (4) 同業種の災害事例にかかる再発防止対策の水平展開
- (5) 労働者の立入り制限・誘導員の配置等車輻系建設機械等との接触防止対策の実施
- (6) 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- (7) 「クールワークキャンペーン」「STOP！転倒災害プロジェクト」の積極的取組
- (8) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- (9) 年齢や体力低下等に留意した(中)高年齢労働者労働災害防止対策
- (10) 「あんぜんプロジェクト」「安全衛生に関する優良企業公表制度」の積極的な取組